



事務連絡  
平成31年3月12日

一般社団法人熊本県建設業協会会長 殿

熊本労働基準局労働基準部  
健康安全課長

### 建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について

標記については、労働安全衛生規則第355条に基づき地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導が行われているところです。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、貴団体傘下会員に対し下記の事項について周知徹底してくださるようお願いいたします。

なお、経済産業省ホームページ（建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について：[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2019/2/3\\_10226-01.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/2/3_10226-01.html)）に別添のパンフレット他に関する関連情報が掲載されていますので、ご参照ください。

#### 記

##### 1 くい打ち機等によるガス導管等の損壊の防止（安衛則第194条関係）

くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合は、ガス導管等の有無及び状態を当該ガス導管等を管理する者に確かめる等の方法により調査し、その結果に適応する措置を講じること。

##### 2 ガスが存在するおそれのある配管の溶断等（安衛則第285条関係）

溶接、溶断その他火気を使用する作業又は火花を発するおそれのある作業を行う場合は、ガスが存在するおそれのある配管については、あらかじめ、不活性ガス又は水を封入すること等により爆発又は火災の防止のための措置を講じる

こと。

### 3 地下作業場等（安衛則第322条関係）

可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場において作業を行う場合、又はガス導管からガスが発散するおそれのある場所において明り掘削の作業を行う場合は、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じること。

- 一 ガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前及び当該ガスに関し異常を認めたときに、当該ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について、当該ガスの濃度を測定させること。
- 二 ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

### 4 地山の掘削の作業前の調査（安衛則第355条関係）

地山の掘削の作業を行う場合は、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について埋設物等の有無及び状態を、埋設物等の所有者又は管理者に対して照会し、その結果に応じた手順を定め、これにより作業を行うこと。

### 5 ガス管による危険の防止（安衛則第362条関係）

ガス管に近接する箇所で明り掘削によりガス管を露出させる作業を行う場合は、作業指揮者を指名して、その者の直接の指揮により、ガス管をつり防護、受け防護等により防護し、又は、あらかじめガス管を移設する等の措置を講じてから作業を行うこと。

### 6 掘削機械等の使用禁止（安衛則第363条関係）

明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管等の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、掘削機械等を使用しないこと。

### 7 改修工事における爆発防止（「建設業における総合的労働災害防止対策」関係）

改修工事における作業計画には、ガス会社への事前連絡等についても定め、これに基づく作業を徹底すること。

### 8 経済産業省からの要請に基づくガス管損傷事故の再発防止

- (1) 工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会を求めるこ

と。

- (2) ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業者全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- (3) ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- (4) 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも深い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- (5) 工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- (6) ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

熊本労働局労働基準部健康安全課

〒860-8514

熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟9階

担当 産業安全専門官 新門史章

電話 096-355-3186

## ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかりと確認。  
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

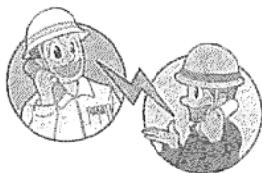
### Point 1 工事前にまず確認!

工事前にガス管位置やガスが通じていないことを確認。  
ガス管付近は特に慎重に手掘り等で作業する。



### Point 2 不明な場合は ガス事業者へ連絡!

ガス管の位置や深さが不明な場合やガス管の撤去・移設工事が必要な場合。  
その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



### Point 3 情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、図面などで作業員全員で情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



### ガスの安全見直し隊

ガスの安全  
<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

敷地内の工事に携わるみなさまへ

# 敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を!



工事の前に  
ガス管の確認、  
忘れてませんか？

必ず  
確認！



ガスの  
あんしん  
合い言葉

# ちょっと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

建物の改築・解体・給排水  
工事などをはじめる前に  
ガス管の位置確認を!

## 《工事の前に》

ガス管の位置やガスが通じていないことを  
必ず確認してください。

## 《ガス管近傍で工事を行う場合》

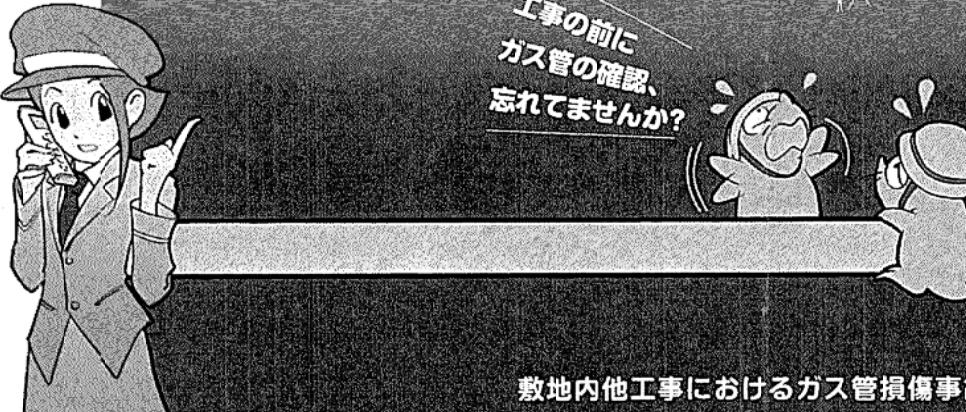
あくまでも慎重に作業を進めてください。

## 《不明な点は》

ガス事業者にご相談ください。

## 《ガス臭いと感じた時》

火気や電動工具の使用を避け、  
すぐにガス事業者に連絡してください。



敷地内他工事におけるガス管損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いします。

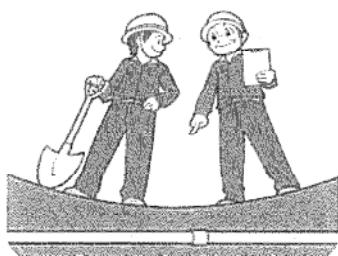
# ガス管損傷事故 防止のため、 **工事の安全チェック**

毎日!

毎日、工事の前にしっかりチェック!  
作業員全員で情報共有して、ガス管破損事故を防ぎましょう。

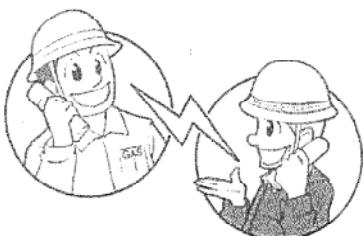
## 〈チェック項目〉

### 工事前に必ず確認!



- 図面などで工事前にガス管の位置を確認。
- ガス管のガスが、どこまで通じているか確認。
- ガス管付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。

### 不明な点はガス事業者へ確認!



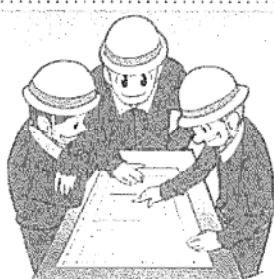
- ガス管の位置や深さが不明な場合。
  - ガス管の撤去・移設工事が必要な場合。
  - ガス管にガスが通じているか不明な場合。
  - 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。

### 工事はあくまでも慎重に!



- 工事は、ガス管の位置や深さを再度確認してから。
- ガス管の近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。

### 作業者全員で情報共有を!



- ガス管の位置情報や、ガス管近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業者全員で情報共有をお願いします。



ガスの事故がなくなるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガスの安全見直し隊

ガスの安全

<http://www.meti.go.jp/>

検索



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry